

岐阜県農泊アドバイザー派遣制度について

<制度の概要>

岐阜県では、農泊を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出するため、農泊に取り組む団体等に対して、体験メニューの開発やコンテンツのブラッシュアップ等を行うことを目的に、岐阜県農泊アドバイザー派遣制度を設けました。

農泊に取り組む又は取り組もうとする県内の団体や市町村等の要請に基づき、課題等に対して対応できる専門的知見・資格を有するアドバイザーを派遣します。

<派遣要件>

派遣対象・・・農泊に取り組む又は、取り組もうとする県内の団体、市町村等
参加人数・・・10人以上

<派遣内容>

- ① 農泊全般に対する助言
- ② 体験メニュー開発に対する助言
- ③ 郷土食活用に対する助言
- ④ 農家民宿等に対する助言
- ⑤ WEB 活用に対する助言
- ⑥ インバウンド対策に対する助言
- ⑦ 観光及び地域連携に対する助言
- ⑧ 経営管理等に対する助言
- ⑨ その他、農泊推進に必要な助言

<派遣の手続き>

① 県に農泊アドバイザー派遣を依頼する場合

派遣を希望する団体等は、派遣希望日の30日前までに派遣申請書(様式1)を記載し、農村振興課に申し込んでください。岐阜県農泊アドバイザー派遣制度実施要領(以下、「実施要領」という。)に基づき、農村振興課で派遣可否を判断し、双方のスケジュールを調整し、申込者へ派遣決定通知を送付します。派遣終了後は、活動報告書(様式4)をすみやかに農村振興課に提出してください。農村振興課から、直接アドバイザーに報償費*と旅費を口座振込で支払います。

② 個別に選定した農泊アドバイザーに依頼する場合

派遣を希望する団体等は、事前に農村振興課に相談するとともに、実施要領に基づく派遣であることをアドバイザーに承諾(様式2)を得て、派遣申請書(様式1)に添付し、農村振興課に申し込んでください。実施要領に基づき、農村振興課で派遣可否を判断し、申込者へ派遣決定通知を送付します。派遣終了後は、申込者は活動報告書(様式4)と支援報告書(様式3)をすみやかに農村振興課に提出してください。報告書を確認後、農村振興課から、直接アドバイザーに報償費*と旅費を口座振込で支払います。

※ 報償費は、県の規定による

<問い合わせ・申し込み先>

岐阜県庁 農政部 農村振興課 農村企画係 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
tel : 058-272-8460、fax : 058-278-2698、e-mail : c11427@pref.gifu.lg.jp

※ 申請書等のダウンロードページはこちらから

岐阜県のHP (<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/toshi-noson/c11427/grintu/r2-nouhaku-ado.html>)
トップ > 産業・農林水産・観光 > 農業 > 都市農村交流 > 農村振興課 > [ぎふグリーン・ツーリズム](#)

岐阜県農泊アドバイザーの派遣内容一覧

	派遣項目	助言・指導の事例
(1)	農泊全般に対する助言	農泊全般
(2)	体験メニュー開発に対する助言	事例から学ぶ体験メニュー開発
(3)	郷土食活用に対する助言	地域の郷土食の活用方法
(4)	農家民宿等に対する助言	農家民宿のはじめかた ゲストハウスの運営の仕方 ネット予約サイト活用術
(5)	WEB 活用に対する助言	告知用の魅力的な写真の見せ方、撮り方等 参加者募集、申込み、アンケート活用等
(6)	インバウンド対策に対する助言	インバウンド国別の嗜好性
(7)	観光及び地域連携対策に対する助言	地域の役割分担 消費者目線の地域・観光連携
(8)	経営管理等に対する助言	宿泊施設の経営管理等 ワークショップ形式の地域内資源の洗い出し など

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ご希望する内容のアドバイザー派遣ができない場合があります。